令　和　7　年　度

事　業　報　告　書

自　令和7年 4 月1日

至　令和8年 3 月31日

公益社団法人　紋 別 地 方 法 人 会

1．組　　織

(1)　全体会員数　（令和８年３月31日現在）

※　法人数は、期首　令和６年12月末現在数、期末　令和７年12月末現在数

	会員数	法人数	加入率	摘　要
期　首	５５９	１．１３５	４９．３％	—
期　末	５５４	１，１２６	４９．２％	—

(2)　支部別会員数（令和８年３月31日現在）

支　部　名	会員数	法人数	加入率(%)
紋別市域	２４４	４２９	５６．９
遠軽支部	１００	１９８	５０．５
丸瀬布支部	３５	８０	４３．８
湧別支部	７４	１５６	４７．４
興部支部	３３	１１６	２８．４
雄武支部	４２	９２	４５．７
滝上支部	２６	５５	４７．３
合　計	５５４	１，１２６	４９．２％

※法人数は、令和７年12月末現在数　※会員数に賛助会員含む

(3)　役員の選任

第19期役員の選任日	令和７年６月１９日（第３７回通常総会）
第20期役員の選任日	令和９年度開催の通常総会の日（第３９回）

(4)　役員の氏名・企業名

役　職	氏　　名	法人企業名	地　域
会　長	鈴木賢広	鈴木建設(株)	紋別
副会長	橋詰啓史	雄武レミコン(株)	雄武
副会長	山本義明	山本電工(株)	紋別
副会長	髙橋義詔	(有)たかはし	遠軽
専務理事	柴田喜久男	員外	員外
常任理事	管野伸一	遠軽地区維持管理（協）	丸瀬布
同	菊地裕暁	(株)菊地組	滝上
同	得永光雄	(株)得永商店	紋別
同	森　悦男	(有)森水産	紋別
同	茶木義尚	茶木建設(株)	遠軽
同	美田　隆	美田建設工業(株)	興部
同	関口昌子	沢口産業(株)	湧別
同	倉本守也	(株)倉本金物店	雄武
理　事	知見喜美男	(株)民友商事	紋別
同	鈴木　信	(株)ハボロ	紋別
同	細川淳二	オホーツクソーテック(株)	紋別
同	田中康朗	(有)田中保険事務所	紋別

理　事	保村幸二	紋別林産加工（協）	紋別
	畑中裕介	みゆき観光開発（株）	紋別
	藤田耕喜	北方建設産業（株）	紋別
	今井晃	紋別商工会議所	紋別
	田中誠	(株)紋別セントラルホテル	紋別
	石井友也	(有)三井総合保険事務所	紋別
	三好和博	(株)角屋工業	紋別
	加藤幸徳	イト電商事(株)	遠軽
	市川裕記	遠軽信用金庫	遠軽
	乾淳	共栄自動車工業（株）	遠軽
	朝長賢一	(株)キグレ管材	遠軽
	吉川健児	吉川産業(株)	遠軽
	掛川原弘章	(有)掛川原産商	雄武
	久保毅剛	日東建設(株)	雄武
	矢木優	(株)矢木組	丸瀬布
	髙橋秀視	(有)アメニティ・トラスト	丸瀬布
	管野浩太郎	(株)管野組	丸瀬布
	杉本一幸	(株)生田原振興公社	丸瀬布
	辻本久継	(有)吉田設備工業	湧別
	加藤良幸	(株)幸栄商事	湧別
	佐藤裕樹	興農セラミックス（株）	湧別
	森谷和洋	森谷産業(株)	湧別
	渡辺勉	遠軽舗道(株)	湧別
	郡勝	(株)郡土木	興部
	阿部昭一	阿部電気商会(株)	興部
	菅原賢司	(株)菅原設備工業	滝上
	小山内庸博	(有)滝上自動車工業	滝上
監　事	前田保	税理士(税理士法人ﾏｲﾀｯｸｽ・ﾊﾟｰﾄﾅｰｽﾞ)	紋別
	柳原正志	(株)柳原建設	興部
	脇坂敏夫	(株)湧別林産	湧別

2．税制要望活動運動関係

1)　令和８年度税制改正に関する提言（要約）

（※ 詳細は全法連の HP をご覧下さい。）

≪基本的な課題≫

Ⅰ．税・財政改革のあり方

＊ 世界が新型コロナウイルスの影響から脱した後、日本の社会経済も以前の情景に戻った。ただ、コロナ禍への緊急対応で政府が大規模な財政出動に踏み切ったことで、国と地方を合わせた長期債務残高は今年度末で 1,300 兆円を超え、国内総生産（GDP）の 2.1 倍の水準まで悪化する見通しだ。すでにコロナ禍前の段階で日本の債務残高は主要先進国の中で最悪の水準に達していたが、緊急的な財政出動を経てさらに財政事情が悪化したことに留意しなければならない。また、政府は「経済・財政新生計画」において、2030 年度まで引き続き財政健全化を両立させることとした。今後は目標を後退させることなく、着実な実行が求められる。日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

１．財政健全化に向けて

＊ 財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けず、分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示した上で着実に改革を実行し、我が国の財政の持続可能性を確保しなければならない。特に今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

（１） 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、社会保障と税の一体改革では、「消費税率引き上げによる増収分を含む消費税収は、全て社会保障財源に充てる」とされており、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。このため、物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。また、政府は物価高対策として、税収の上振れ分などを財源に国民１人当たり２万円の給付を検討しているが、これも本来は国民一律に支給するのではなく、高所得者を除くなど対象を限定すべきある。

（２） 政府は、「こども・子育て政策」として、２０２８年度までに年間3.6兆円を追加で予算計上することを決めている。この財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」といわざるを得ない。制度導入を主導した当時の岸田文雄首相は、賃上げや歳出改革などで社会保険料負担を抑制するため、「実質的な負担増はない」と説明した。しかし、持続的な賃上げがいつまで続くかは不透明であえう。先の通常国会では、少子化対策の財源に充てるとしていた「高額療養費制度」の自己負担上限の引き上げも見送られた。歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。

（３） 防衛力の抜本強化では、防衛費を２０２７年度までの５年間で総額４３兆円とすることを決定したが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源として安定性を欠いている。また、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置のうち、所得税については「いわゆる『１０３万円の壁』の引き上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する」こととしており、その実施時期は不透明である。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

２．社会保障制度に対する基本的考え方

＊ 社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、負担の公平性を確保する視点も重要である。このため、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においてもその能力に応じて一定の負担を求める応能負担の原則を確立し、幅広い理解を得られる必要がある。中小企業は物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められ、厳しい経営を強いられている。さらに昨年10月から社会保険の適用範囲が拡大されたが、企業規模要件も10年かけて撤廃することとしている。中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第３号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

（１） いわゆる「１０６万円の壁」への対応として、扶養からは外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する仕組みが設けられた。また、「１３０万円の壁」に対しては、繁忙期の残業等により収入が一時的に増えた場合、事業主の証明により引き続き被扶養者認定されることになっている。一方、新たに厚生年金に加入する人の「保険料負担軽減措置」として、年収１５１万円未満の従業員に対しては労使折半となっている保険料について、企業側がより多くの負担できる仕組みが検討されており、多く支払った企業はその分一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。

（2） 公的年金については５年に一度の年金財政の検証を踏まえ、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。基礎年金はマクロ経済スライドの適用などに伴い、将来的には受給額が最大 3 割減少すると見込まれており、高齢単身女性などへの低年金対策と位置付けられている。実際には次回の年金財政の検証を踏まえて実施の可否を判断する方針だが、厚生年金加入者からは「積立金の流用だ」とする批判も出ているほか、基礎年金の底上げはその半分を拠出している国庫負担の増加も見込まれる。いずれにしても抜本的な改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論をする必要がある。

（3） 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。

（4） 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める必要がある。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。

（5） 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3．行政改革の徹底

＊国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

（1） 国・地方における議員定数の大胆な人員削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧交通費）や政務活動費等の適正化。

（2） 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。

（3）「第２の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。

（4） 官業に対して PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需の自律的な経済成長。

4．マイナンバー制度について

＊政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。

マイナンバー法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようにな